**平成２５年（フ）第４０８号**
名古屋市守山区金屋１丁目13番７号　エンゼル１Ｅ号
債務者　鬼塚三千和
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４１６号**
名古屋市港区当知１丁目1506番地　ハーバーグランドハイツ杉浦201号
債務者　森田　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４１号**
大津市青山１丁目10番３号
債務者　竹中　朝子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４７号**
滋賀県野洲市冨波乙808―８　ローベルジーヌ野洲501　、住民票上の住所滋賀県野洲市市三宅2565番地１　アン・クレールⅡ105号
債務者　川﨑　秀幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４８号**
滋賀県野洲市冨波乙808―８　ローベルジーヌ野洲501、住民票上の住所滋賀県野洲市市三宅2565番地１　アン・クレールⅡ105号
債務者　川﨑　望
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４９号**
滋賀県守山市今宿２丁目10番31号
債務者　遠田　彰
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５３４号**
兵庫県姫路市御立西１丁目２番12―２号　リトルフォレスト御立Ｂ202
債務者　有田眞知子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第９９号**
兵庫県姫路市家島町坊勢702番地113
債務者　上田　勝江
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１０６号**
兵庫県加古川市尾上町養田194番地の11
債務者　高橋美寿々
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１１０号**
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿172番地２
債務者　高山　卓也
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１１７号**
兵庫県加古川市別府町新野辺1128番地の13
債務者　柴田　勝範
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１１８号**
兵庫県加古川市別府町新野辺1128番地の13
債務者　柴田　祐未（旧姓大形）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２１号**
岡山県津山市小田中628番地３
債務者　礒貝　友彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２４年（フ）第８８７号**
広島市中区千田町３丁目１番10―605号
債務者　三谷　徳子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４１号**
福岡市城南区別府３丁目２番13―305号
債務者　水谷美智代
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７２号**
福岡県朝倉郡筑前町東小田2876番地１レガロ筑前Ｄ３
債務者　平本　幸治
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０３号**
福岡市南区和田２丁目２番３―102号
債務者　中野　良男
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部